

警報発表等に伴う研修の取扱いについて

1 特別警報が和歌山県内のいずれかの地域に発表の場合

研修当日の午前7時現在（午後開講の研修については午前10時現在）で、特別警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、暴風、暴風雪等）や特別警報に位置づけられる大津波警報等が和歌山県内のいずれかの地域に発表されている場合、当日の研修を取りやめます。

※特別警報及び特別警報に位置づける警報等については、気象庁の特別警報に関するウェブページで確認願います。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>)



2 危険警報又は警報が研修会場となっている地域に発表の場合

研修当日の午前7時現在（午後開講の研修については午前10時現在）で、研修会場となっている市町村（※田辺市においては区域）に河川氾濫、大雨、土砂災害等の危険警報や警報（警戒レベル3以上）、又は暴風、暴風雪、津波等の警報のいずれかが発表されている場合、当日の研修を取りやめます。

ただし、研修会場が学校であり、その学校での「警報等の取扱い」に準じた判断をする場合や児童生徒が登校できない状況等の場合は、詳細を当該研修のシラバスに掲載しますので、確認願います。

また、研修の実施が困難であると当センターで判断した場合（台風接近時等）、前日までに研修の取りやめを決定し、連絡することがあります。

※気象警報の発表については、気象庁の発表内容で当該市町村の情報を確認願います。

※田辺市については、平成28年3月1日から、発表区域が次の5つに分割されています。

「田辺市田辺」、「田辺市龍神」、「田辺市中辺路」、「田辺市大塔」、「田辺市本宮」

なお、教育センター学びの丘の所在地は、「田辺市田辺」区域です。

【気象警報が発表されている地方の確認方法（例）】

①和歌山地方気象台ウェブページのトップページを開く。

②「防災情報」の「気象警報・注意報」をクリックする。

③地図をクリックする。

(<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menufash.html>)

(自動音声による気象情報 電話 06-6949-1300)



3 1、2以外の場合

当日の研修を実施します。ただし、不測の災害等により出席が困難であると判断される場合には、所属長の指示に従ってください。

所属長の指示により受講を取りやめる場合、市町村立学校においては市町村教育委員会を通じ、県立学校においては管理職から教育センター学びの丘へ連絡するとともに欠席等の手続きをしてください。

※その他、判断できない場合等、教育センター学びの丘へお問い合わせください。

なお、取りやめた研修の延期、中止等については、後日改めて通知します。